

外国人の夫婦と親子に関する 紛争解決センターが 活動を開始しました

京都府行政書士会会長 姫田 格

「京都外国人夫婦と親子に関する 紛争解決センター」の設立趣旨

外国人が適法に在留するには、原則、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」）が定める27の在留資格を取得することが必要です。この27の在留資格のうち、「家族滞在」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の4つの在留資格については、在留資格を決定する前提として、当該外国人の身分関係を確定しておくことが求められます。この身分関係の変動に伴い、在留資格を取得し、該当する在留資格を失い、あるいは異なる在留資格を取得することになります。これらの変動要因の大部分は、一方当事者もしくは双方当事者間のいわゆる『家事紛争』を伴うこととなります。

ところが、これらの紛争を解決するには、国際裁判籍、国際私法による準拠法の特定等複雑な作業が必要ですが、現在これらの家事紛争を解決できる機関は、家庭裁判所に限られます。そこでは通常、月1回の調停期日が指定されることが多いので、外国人の在留期間との関係で利用できない場合があります。

また、家庭裁判所の調停が相手方の住所地を原則とする土地管轄に拘束される結果、DV等で避

難してきた外国人が利用するには、旅費等の経済的な問題とともに、精神的にも利用することが困難です。

これらの事情から、やむなく帰国を強制され、または、在留資格を失い、退去強制にあい、不本意ながら不法滞在に至る外国人が少なくありません。



京都外国人の夫婦と親子に関する紛争解決センターパンフ

こんな時は、是非、 当センターをご利用下さい!

同居請求

私は外国人で、日本人の夫が他の女性のところに住み込んで家に帰りません。在留資格の変更がままになっていることもあり、夫にきちんと同居し、内親戚な暮らしをしたいです!

夫帰国を阻害 (離婚)

私も夫も外国人同士の間婚ですが、夫は、去年から若い女性と深い仲になり、それからはまったく動かず、酒を飲んでばかりに精力をふるまうようになりました。私としては、きちんと話し合った上で離婚をして、生活の再建を図りたいと思っています!

任意認知

私は外国人で、日本人男性と結婚を前提に同棲し、子供を出産しましたが、最近、彼が別の女性と仲良くなり、子供の認知もまだしてくれません。子供の在留資格や保険のことなども、相手方に認知をしてほしいです!

親権者の指定

私は外国人で、このたび日本人の夫と離婚することになりました。子供の将来のためにも、日本で私が子供を育てるのがよいと思っていますが、子供の親権のことで話し合いがまとまらず困っています!

離婚給付

私は外国人で、10年以上も日本人の夫と結婚生活を送っていましたが、夫の浮気と暴力が原因で、離婚することになりました。今後の私の在留資格のこともあり、今住んでいるマンションに住み続けたいです!

手続きの進行図



そこで、京都府行政書士会では、裁判手続によらず解決可能な家事紛争についての紛争解決手続機関を立ち上げ、より簡便迅速な方法で、外国人の身分または地位を確定して、外国人の在留資格をスムーズに取得できる機関が必要だと考え、「京都外国人夫婦と親子に関する紛争解決センター」(以下「本解決センター」)を立ち上げることにしました。

法務大臣の認証取得と取り扱う 紛争の範囲

本紛争解決センターは、本年4月21日に、裁判外紛争解決手続の利用に関する法律(いわゆるADR法)第5条の規定に基づき法務大臣の認証(第68号)を得て、7月1日より、活動を開始しました。この法務大臣の認証を受けた機関は現在81例ありますが、外国人の家族問題に特化した

ADR機関は本解決センターだけです。

京都府や滋賀県など近畿2府4県に居住する、一方当事者または双方当事者が外国人である案件が対象で、配偶者への同居請求や扶養請求、離婚やこれに伴う親権者の指定請求、子供の認知や離縁、扶養義務の確認等の在留資格の得喪に関わる事案を扱います。詳細は、本解決センターが扱う紛争の一覧(表)を参照してください。

外国人等から相談を受けた、国際交流協会、外国人支援団体、行政書士、弁護士等を介して本センターが事案を受理すると、国際私法と入管手続に詳しい行政書士と弁護士が務める調停委員が、通訳人を加えて事実関係や準拠法の特定や、準拠法の適用の可否等の法律関係の争点を整理し、短期間で調停を重ね、解決策を双方当事者に提示し、迅速な和解を目指しています。手続費用は5,250円です。

活動開始後の特徴

7月1日に活動を開始した後、すでに7件の申し込みがあり、受理後、現に調停作業に入っている案件が3件あります。うち2件については、10月6日に和解が成立しました。調停作業は週1回のペースで行っています。夫婦関係調整（同居請求等）が1件、婚姻関係妨害排除が1件、離婚請求5件で、うち6件は一方当事者が外国人（フィリピン、パキスタン、中国）で、双方当事者が外国人（ブラジル）が1件です。予想外だったのは日本人側からの離婚請求が2件あったことと、双方に弁護士が代理された案件があることです。

予想以上の申し込みがあったのは、外国人の家族関係の紛争が多数潜在していることを裏づけるもので、また現在では相談する機関はある程度存

在しても、手軽にかつ迅速に解決する機関が不足していることを示していると思われます。また、本解決センターの調停が、入管手続きに関与し20年を超える実績をもつ行政書士（入管法施行規則6条の2第4項により申請取次資格を取得した行政書士）と法の専門家である弁護士という専門家集団によって行われることも、一因になっています。

今後、同時に最大5件の並行する調停が行えるように、その体制と、調停会場の確保が差し迫った課題で、中長期的には、現在は京都府行政書士会の予算で取り組んでいますが、安定した財源確保が課題となっています。

なお、本解決センター設立及び運営に関し、京都弁護士会および(財)京都市国際交流協会に、ご協力いただいていることを、この場を借りてお礼申し上げます。

本解決センターが取り扱う紛争の一覧

【1】 婚姻

同居・協力・扶助

- (1) 婚姻の成立（法の適用に関する通則法（以下「通則法」）24条）
- (2) 同居請求（通則法25条）
- (3) 扶養請求（扶養義務の準拠法に関する法律2条）
- (4) 婚姻費用の分担（通則法26条）

【2】 離婚

- (1) 夫婦関係調整（離婚）（通則法27条）
- (2) 親権者の指定（通則法32条）
- (3) 離婚給付（通則法27条）

【3】 親子

- (1) 任意認知（通則法29条1項後段）
- (2) 離縁（通則法31条2項）
- (3) 父が認知した子の親権（通則法32条）
- (4) 扶養義務（扶養義務の準拠法に関する法律2条）

【4】 その他

夫婦、親子、親族間の円満調整（具体的権利関係の形成を目的としない）